



令和5年
(2023年) 2月15日(水)
No. 15836 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆『造形デザイン』の知財判決紹介 (28)
—部分意匠の類否判断— …………… (1)

☆日本弁理士会著作権委員会 研究レポート
No.27 …………… (12)

『造形デザイン』の知財判決紹介 (28)

—部分意匠の類否判断—

大阪地判令和4年2月10日〔頭部マッサージ具、指マッサージ器〕令和元年(ワ)10829号

京橋知財事務所

弁理士 梅澤 修

【事件の概要】

本件は、意匠に係る物品を「頭部マッサージ具」及び「指マッサージ器」とする本件意匠権1及び本件意匠権2を有する原告が、被告の製造等に係る各製品の意匠は本件各意匠にそれぞれ類似するなどとして、被告に対し、被告各製品の製造等の差止等を請求する事案である。

本件では、意匠の類否判断における「物品の類似」に関する扱いが注目される。すなわち、本件は前提事実において、「被告各製品の意匠(被告各意匠)に係る物品と本件各意匠に係る物品は、それぞれ同一である(弁論の全趣旨)」と述べるが、両意匠の類否判断においては、「物品の類似」を前提要件として別個に判断していない。すなわち、本件は、類否

21世紀は知力・英知の時代

弁理士法人 英知国際特許商標事務所

| | | | |
|---------------|-------------|---------------|---------------|
| 所長弁理士 岩崎 孝治 | 副所長弁理士 郡山 順 | 商標部長弁理士 岩崎 良子 | 技術部長弁理士 柴田 和雄 |
| 国際部長弁理士 田口 滋子 | 弁理士 氏原 康宏 | 弁理士 伊藤 昌哉 | 弁理士 鈴木 康裕 |
| 弁理士 紀田 馨 | 管理部長 菅野 公則 | 意匠顧問弁理士 永芳 太郎 | 特別顧問 七條 耕司 |

(元 東京高等裁判所調査官)

[東京本部] 〒112-0011 東京都文京区千石 4-45-13 TEL 03-3946-0531 FAX 03-3946-4340

[六本木サテライト] 〒106-0032 東京都港区六本木 2-2-2-601 TEL 03-6206-6479 FAX 03-6206-6480
(商標部門)

[北海道・仙台・神奈川・浜松・名古屋・大阪 各支部]

<https://www.eichi-patent.jp>